

## 秋田県告示第442号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する第10条の6第2項の規定に基づき、次のとおり公益財団法人建築技術普及センター理事長浅野宏より変更の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年9月2日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 変更後の秋田県知事指定機関の住所  
東京都千代田区紀尾井町3番6号
- 2 変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町3番6号
- 3 変更した年月日  
平成26年8月18日